

令和6年度 区長の手引き



令和6年4月発行

下妻市役所 総務部 総務課

【自治区に関する問い合わせ先】

下妻市 総務部 総務課 行政管理係(市役所3階 窓口32)

TEL 0296-43-2115

E-mail soumu@city.shimotsuma.lg.jp



（担当課への問い合わせ先は
5ページを参照願います。）

目 次

1. 自治区について	2
2. 区長の委嘱と業務について	
(1) 区長の委嘱について	3
(2) 自治区長業務のあらまし	4
(3) 区長業務のお問い合わせ先について	5
(4) 区長業務に係る補償制度について	6
(5) 選挙に係る注意事項について	7
3. 自治区に対する補助について	
(1) 自治区及び代表区の統合に関する補助	8
(2) 地域集会施設整備費補助金	9
(3) コミュニティ助成事業補助金(宝くじ補助金)	10
(4) 資源ごみ集積所整備改善事業費補助金	11
(5) 資源ごみ回収及びごみ分別支援報償金	11
4. 認可地縁団体(法人化した自治会)について	12
5. 防犯灯について	13
6. 自主防災組織をつくりましょう	14
7. 避難行動要支援者の支援について	15~16
8. 防災メールの配信登録をしましょう	17~18
9. 民生委員・児童委員について	19
10. 善行表彰候補者の推薦について	20
11. 自治区長連合会について	21~24
令和6年度 市広報紙等の配布予定表	25

1. 自治区について

自治会は、隣近所に住む人たちがお互いに助け合い、協力しあって、自分たちの住む地域を明るく住みよい安全・安心な地域にしようと、自主的に活動している団体です。自分たちが住む地域で、様々な活動を行うとともに、行政と協働して、地域の課題解決に取り組んでいる自治会もあります。

市では、自治会に加入されている方のまとまり・区域を自治区とし、令和6年4月1日現在、308の自治区が登録され、防犯・防災活動や環境整備活動、親睦交流活動など様々な活動を行なっています。

👉 自治区はどんな活動をしているの？



広報紙の配布

自治区長の皆さんが、市報など市からのお知らせを、住民の皆さんにお届けします。



生活環境の整備

ごみ集積所の清掃や、道路清掃等を行い、住民の皆さんが快適に暮らせるように活動しています。



防災・防犯・見守り

防犯灯の整備や、自主防災会を組織するなど、住民の皆さんが安心・安全に暮らせるように活動しています。



住民同士の親睦

お祭りなどの地域イベントを通じて、住民同士の交流を深め、信頼関係を築けます。

👉 自治区への加入促進について

多くの世帯に「地域共同管理のための自治組織」としての自治区にご加入いただいておりますが、これは強制ではなく、自分たちのまちを自分たちの手で良くしようという考え方が基礎になることは言うまでもありません。

最近、新規の住宅分譲やアパート建設に伴い、自治区への加入勧奨にご苦勞なさっておられる自治会もあると思います。その場合、はじめに、自治区の目的や事業について丁寧に説明し、活動への理解をしていただくことが大切になります。アパート等では、管理人さんや管理会社を窓口にご相談されるのも、ひとつの方法だと思えます。多くの世帯が、自治区に加入し、活動を継続していくためには、住民の方々の相互理解と協力が不可欠であり、息の長い取り組みが必要になります。

なお、市では、他市町村から転入された方向けに「自治区に加入しましょう!」というチラシを配布し、自治区への加入を勧奨しています。

2. 区長の委嘱と業務について

(1) 区長の委嘱について

代表区または自治区から推薦いただいた方を、代表区長及び自治区長（以下「区長」という。）として、市長が委嘱しています。

区長の任期は2年ですが、再任を妨げません。

① 区長の担当事務

【自治区長】

- ・担当区域の住民に対する行政情報の周知に関すること。
- ・市から配送される広報印刷物の配布に関すること。
- ・担当区域の住民の福祉に関すること。
- ・担当区域における防災に関すること。
- ・担当区域に係る各種調査、報告等に関すること。
- ・その他、市長が必要と認める事項

【代表区長】

- ・担当区域における自治区長間の連絡及び調整に関すること。
- ・住民の意見及び要望事項の伝達に関すること。
- ・下妻市自治区長連合会の総会への出席に関すること。

② 報償金

自治区長の報償金は、均等割と世帯数に応じた世帯割で交付されます。

○均等割 11,000円

○世帯割 1,200円（1世帯あたり）

代表区長の報償金は、均等割と区長数割で交付されます。

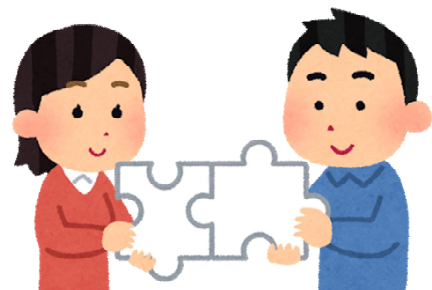
○均等割 11,000円

○区長数割 1,500円（1自治区あたり）

※担当区がない代表区長には代表区長報酬の支払いはありません。

※世帯割と区長数割は、当該年度の2月1日現在における自治区長の数及び自治区に加入している世帯の数を算定基礎とします。

お問い合わせ：総務課行政管理係 電話43-2115



(2) 自治区長業務のあらまし

自治区長の業務としては具体的に下記のものがあります。

○市からお願いするもの

- 【秘書課】 「広報しもつま」及び「お知らせ版」等の広報紙の配布
- 【消防防災課】 総合防災訓練、水害対応避難訓練への参加調査
- 【福祉課】 日赤会員募集(赤十字活動資金の集金)
- 【環境課】 市民清掃デーにおけるごみ袋引換券の配布
- 【社会福祉協議会】 社協会費募集、赤い羽根共同募金運動への協力
- 【調査担当課】 市役所各課からの調査依頼

※災害時には、支援が必要となる方の安否確認、避難支援等にご協力をお願いすることがあります。(民生委員にも同様のお願いをしています。)

○自治区内での主な活動(自治区によって活動内容は異なります)

- ・地域の責任者として、地域内の連絡調整を行い、円滑な地域運営を図る。
- ・清掃活動等の地域活動や行事・お祭り等などの運営及び参加。
- ・地区内での要望等を市役所各担当課へ連絡

(※P5 (3) 区長業務のお問い合わせ先についてを参照)

回覧板のバインダーの配布

地域内での連絡やお知らせ等を自治会内で共有する手段として、回覧板が活用されています。

長期間の使用による劣化や損傷がある場合には、新しいバインダーを配布しています。必要な場合は、総務課にてお渡ししていますので、ご利用ください。

お問合せ：総務課行政管理係 電話 43-2115

(3) 区長業務のお問い合わせ先について

自治区の運営	……	総務課:43-2115
広報紙等配布物の部数変更、不足など	……	秘書課:43-2112
ごみの持ち込み	……	クリーンポートきぬ:43-8822
ごみの分別、出し方、回収日	……	} 環境課:43-8234
市民清掃デー	……	
集積所資源ごみコンテナの交換・補充	……	
バキュームカーの借用(道路側溝、雑排水槽清掃用)	……	
道路の補修、危険箇所等の連絡	……	
☆道路側溝の清掃は地域の皆様をお願いしています。		
自主防災組織の設立・運営	……	} 消防防災課 危機管理室:43-8306
防災無線・防災ラジオ	……	
避難行動要支援者名簿について	……	
防災メールの配信登録	……	
空き家の管理	……	消防防災課(空家対策係):43-2119
交通安全施設(カーブミラー、標識など)	……	消防防災課(交通防犯係):43-8309
LED 防犯灯の設置	……	消防防災課(交通防犯係):43-8309
LED 防犯灯の修繕(24時間対応)	……	維持管理事務局コールセンター:0120-057-731
日赤会員募集	……	福祉課:43-8249
社協会費・赤い羽根共同募金	……	下妻市社会福祉協議会:44-0142
高齢者の総合相談窓口	……	長寿支援課 地域包括支援センター:43-8264
☆「認知症かな?」など、地域の高齢者に関する困りごとや悩み、どこに相談していいかわからない場合も、まずはお問い合わせください。		



その他担当課がわからない場合などは
≪総務課(43-2115)≫
 までお問い合わせください。



お問合せ：総務課行政管理係 電話43-2115

(4) 区長業務に係る補償制度について

区長の担任事務や業務を行う際の事故に対し、見舞金制度を設置しています。
次の補償となる事故が発生した場合は、速やかに、総務課までご連絡ください。

〈補償の内容〉

内 容	見 舞 金
死 亡	100 万円
後遺障害	障害の程度に応じ、4万円～100万円
入 院	入院日数 1日～15日 10,000 円
	16日～30日 20,000 円
	31日～60日 30,000 円
	61日～90日 40,000 円
	91日以上 50,000 円

〈留意事項〉

- 1 市役所等との往復途上は、補償の対象外となります。
- 2 その他、対象とならない主な事例は、次のとおりです。
 - ①故意・重大な過失
 - ②自殺行為・犯罪行為または闘争行為
 - ③無資格運転・酒酔い運転
 - ④脳疾患、疾病または心神喪失
 - ⑤地震・噴火
 - ⑥頸部症候群（むちうち症）、腰痛などで医学的他覚所見のないもの など

お問合せ：総務課行政管理係 電話 4 3 - 2 1 1 5

(5)選挙に係る注意事項について

【選挙運動について】

自治会には、様々な政党や候補者を支持する方々が加入していると考えられます。選挙は住民各々の自由な意志にもとづき行われなければならないため、個人の自由な意志に反する投票依頼や票の取りまとめが行われることは、投票の自由が侵害されるおそれがありますので慎重な対応が求められます。

自治会が特定の政党や候補者のために利用されることは好ましくありませんが、自治会を構成する個人が特定の政党や候補者を支援することまで制限するものではありません。

なお、地方自治法第260条の2第1項で規定する「地域的な共同活動を円滑に行うため市町村長の認可」を受けた「地縁による団体」(※12ページ参照)については、同条第9項において、「認可地縁団体は、特定の政党のために利用してはならない」とされており、
しますのでご注意ください。

【寄附の禁止について】

政治家や候補者などが、選挙区内の人にお金や物を贈ること(例えば自治会の運動会、集会、旅行、お祭りなどへの寸志や飲食物の差入れなど)は、寄附にあたり禁止されています。

また、有権者から政治家や候補者などに対して寄附を要求することも禁止されています。



お問い合わせ：選挙管理委員会（総務課） 電話 4 3 - 2 1 1 5

3. 自治区に対する補助について

(1) 自治区及び代表区の統合に関する補助

令和6年4月1日現在、市内には308の自治区があり、10,711世帯（※常住人口に対する加入率62%）の方へ加入いただいておりますが、加入世帯数が10世帯未満の自治区が10自治区になっています。市内全体では、自治区に加入している世帯数が、最大で124世帯、最小で6世帯となっており、加入世帯数に大きな開きがあります。

自治会活動は、東日本大震災をはじめ平成27年9月関東・東北豪雨災害等の大規模災害への対応や少子高齢化、地域の安全・防犯対策等から、その必要性が強く求められています。しかし、全国では、小規模自治会がその機能を維持できず、集落の消滅という事態も発生しておりますので、必要に応じて、自治区の統合について、話し合ってみてください。

なお、市では、自治区の統合を行っていただいた場合、新たに設立された自治区及び代表区に対し、円滑な運営を支援するために統合補助金を交付しています。統合前の自治区の数に5万円を乗じた額を交付しますので、ご利用ください。

1 補助の対象

複数の自治区及び代表区の統合で新たに設立された自治区及び代表区

2 補助額

統合前の自治区及び代表区数に5万円を乗じて得た額

※ただし1回限りとする

3 申請書類

補助金の交付を受けようとする自治区及び代表区は、次に掲げる書類を総務課へ提出する。

- ① 自治区等統合補助金交付申請書
- ② 自治区異動届
- ③ 自治区等統合補助金交付請求書
- ④ その他特に必要と認める書類



お問合せ：総務課行政管理係 電話43-2115

(2)地域集会施設整備費補助金

地域住民の連帯意識の高揚及び住民参加によるまちづくりを支援するため、自治活動に必要な地域集会施設の新築、増築、改築、大規模の修繕、大規模の模様替え又は補修を行う自治区に対し、予算の範囲内において補助金を交付します。



補助金の交付を要望される場合は、10月末日までに要望書を提出していただき、内容を審査の上、翌年度以降に交付決定となります。事業を計画している自治区は、事前に下記担当課までご相談くださいますようお願いいたします。

なお、補助決定前に事業を開始した場合、補助の対象になりませんのでご注意ください。

【補助対象事業と補助額】

補助対象事業	補助要件	補助額
新築事業	新たに地域集会施設を建築する場合であって、延床面積が50平方メートル以上であること。	補助対象事業に係る経費の10分の10以内の額とし、200万円を限度とする。
増築事業	既存の地域集会施設敷地又は当該敷地に隣接した敷地内において、同一棟又は別棟を建築し、既存の地域集会施設の延床面積を増加させる場合であって、直接工事費及びそれに係る消費税の合算額が50万円以上であること。	補助対象事業に係る床面積に、1平方メートル当たり2万4,000円を乗じて得た額とし、補助金の額は200万円を限度とする。
改築事業	既存の地域集会施設の一部を除去し、引き続きこれと規模構造の著しく異なるものを建築する場合であって、直接工事費及びそれに係る消費税の合算額が50万円以上であること。	同上
大規模の修繕 又は大規模の 模様替え事業	既存の地域集会施設において、建築基準法第2条第5号に規定する主要構造部の一種以上について過半の修繕又は模様替えを行う場合であって、直接工事費及びそれに係る消費税の合算額が100万円以上であること。	補助対象事業に係る経費の2分の1以内の額とし、100万円を限度とする。
補修事業	地域集会施設の維持管理上必要と認められる補修を行う場合であって、直接工事費及びそれに係る消費税の合算額が100万円以上であること。	補助対象事業に係る経費の3分の1以内の額とし、100万円を限度とする。

※過去に当該補助金の交付を受けた地域集会施設にあっては、補助金の交付を受けた年度から起算して10年経過しているものに限り、補助金の交付が可能となります。

※外構工事（駐車場整備など）及び備品の購入、備品の修理などは補助対象外となります。

お問い合わせ：総務課行政管理係 電話43-2115

(3)コミュニティ助成事業補助金(宝くじ補助金)


地域社会の健全な発展と住民福祉の向上に寄与するため、コミュニティ活動に必要な備品購入や集会施設の整備を行う自治会に対し、補助金を交付します。

なお、この助成金は、一般財団法人自治総合センターからの助成金を財源とするもので、宝くじの社会貢献広報事業の一つとして実施されます。

補助金の交付を要望される場合は、6月末日までに要望書を提出してください。その後、自治総合センターへの申請や審査を行い、翌年度以降の交付決定となります。補助決定前に事業を開始した場合、補助の対象になりませんのでご注意ください。

また、本事業においては、必ず事前に総務課にご相談ください。ご相談は随時受け付けております。

補助対象事業と補助額

事業区分	一般コミュニティ助成事業	コミュニティセンター助成事業
補助限度額	250万円(10万円単位) (補助割合 1/1)	1,500万円(10万円単位) (補助対象外工事を除いた事業費のうち 補助割合 3/5まで)
補助対象事業	コミュニティ活動に直接必要な設備など(建築物、消耗品は除く)の整備	住民の需要の実態に応じた機能を有する集会施設(コミュニティセンター・自治集会所等)の建設または大規模修繕、およびその施設に必要な備品の整備
主な対象外	<ul style="list-style-type: none"> ・中古品の購入、既存設備の修理、修繕、撤去など(地域の祭りに関する備品は除く) ・建築物、消耗品、建物と実質一体とみなせるもの(トイレ、畳、太陽光パネル)など 	<ul style="list-style-type: none"> ・建築基準法上の大規模修繕に該当しない改修、既存建物の増築 ・土地や建物に抵当権等の権利関係が付着しているもの ・建設の決定に対する住民の総意、土地や財源の確保などに懸念があるもの ・土地の整備(取得、造成を含む)。 ・既存設備の撤去など
具体的な事例	<ul style="list-style-type: none"> ○祭事用楽器の整備(長胴太鼓) ○集会所備品の購入(エアコン、冷蔵庫、テーブル、照明設備) ○遊具の整備(ブランコ、シーソー) ○倉庫の整備 ・基礎工事を伴わないもの。 	<ul style="list-style-type: none"> ○公民館整備事業 ・公民館の建設工事、登記費用および整備する備品(エアコン、テレビ、会議用テーブル、イスなど)の購入のみ対象。 ・公民館建設に伴う旧公民館の解体、地盤整備などは補助対象外工事となります。
注意事項	各備品に宝くじの社会貢献広報事業であることを示すクワちゃんシール(右図)を掲示する必要があります。また、集会施設建設の場合は、入口に宝くじの社会貢献広報事業であることを示す看板を掲示する必要があります。	

お問い合わせ：総務課行政管理係 電話 43-2115

(4)資源ごみ集積所整備改善事業費補助金

循環型社会の形成に資するため、地域住民が共同で利用する資源物を含む集積所を整備すること、又は既存の集積所を資源物が排出できるように改善する自治区等に対し、予算の範囲内において、補助金を交付します。

補助金交付の対象は、地域住民が共同で利用する資源物を含む集積所を新たに整備すること、又は既存の集積所に資源物の回収容器等を設置できるよう改善することです。

補助金の交付を要望される場合は、以下の条件を満たしていることが必要です。

【設置場所の条件】

- (1) 土地の所有者等の承諾又は許可を得た場所であること。
- (2) 資源物収集車又は一般ごみ収集車が作業のために停車中であっても他の車両の通行に支障がないと認められる場所であること。
- (3) 市有地及び公道でないこと。

補助金の額は、集積所の整備又は改善に要した費用の2分の1とし、5万円を上限とします。

資源ごみ集積所整備改善事業費補助金には、申請及び実績報告が必要となりますので、ご注意ください。

詳しくは、環境課にご相談ください。

お問い合わせ：環境課クリーン推進係 電話43-8234

(5)資源ごみ回収及びごみ分別支援報償金

自治区等が主体的に行う資源ごみの回収及び高齢者等のごみ出し支援に対し、次の通り、報償金を交付します。

品目等		報償金額
紙類・金属類・古布		5円/kg
びん類		1円/本
ペットボトル	回収業者に引渡した場合	5円/kg
	市リサイクルセンター搬入した場合	10円/kg
高齢者等のごみ分別・運搬を支援した場合		100円/回(※上限500円/月)

報償金の交付を受ける場合は、事前の団体届出及び実績報告が必要になりますので、ご注意ください。

詳しくは、環境課にご相談ください。

お問い合わせ：環境課クリーン推進係 電話43-8234

4. 認可地縁団体（法人化した自治会）について

1 認可地縁団体（法人化した自治会）とは

自治会、町内会等については、従来、法律上はいわゆる「権利能力なき社団」として位置づけられてきました。こうした権利能力のない社団は、団体名義での不動産登記や契約締結ができず、財産上のトラブルなど、さまざまな問題を抱えることがありました。

こうした問題に対処するため、自治会、町内会等が一定の手続きのもとに法人格を取得できる規定が創設されました。これにより、認可を受けた地縁による団体は、法人格が付与され、その規約の定める目的の範囲内において、権利を有し、義務を負います。

なお認可後、法的な位置づけおよび取り扱いは変わりますが、住民の自発的な意志に基づく任意団体としての性格等は、全く変わるものではありません。

2 認可の手続き

地縁による団体の認可は市長が行いますが、認可を受けようとする自治会・町内会等は、次に掲げる要件を満たすものでなければなりません。

- (1) 現に地域的な共同活動を行っていること。
- (2) その区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。
- (3) その区域に住所を有するすべての個人は、構成員となることができるものとし、その相当数が、現に構成員となっていること。
- (4) 規約を定めていること。

3 代表者等の変更手続き

代表者や事務所の所在地が変わったときなど、認可地縁団体の告示事項に変更が生じたときは、代表者は速やかに告示事項変更届出の手続きを行わなければなりません。

なお、自治区長（もしくは代表区長）が認可地縁団体の代表者を兼任する場合でも、自治区長（もしくは代表区長）の変更届出とは別に、上記手続きが必要となります。

4 認可地縁団体に係る証明書

認可地縁団体に係る証明書には、告示事項証明書および印鑑登録証明書の2種類があり、それぞれ総務課での交付となります（交付手数料1通300円）。

なお、印鑑登録証明書の交付につきましては、事前に代表者ごとの印鑑登録が必要となります。

5 認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例

認可地縁団体に登記を変更しようとした不動産の登記名義人がすでに亡くなっている場合、相続人の調査など、所有権移転の登記に多大な労力を要する場合があります。

そのため、認可地縁団体が一定期間所有する不動産であって、登記名義人やその相続人が知れない場合、一定の手続きにより認可地縁団体へ所有権の移転の登記をできるようにする特例制度が設けられました。

お問合せ：総務課行政管理係 電話43-2115

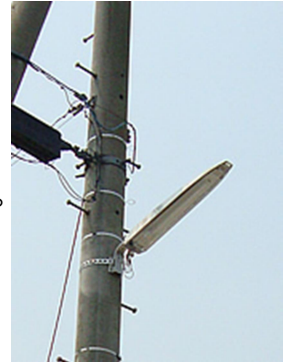
5. 防犯灯について

市では、環境省の補助金を活用し、市内全域の防犯灯をLED灯に交換しました。

① 故障について

故障（不点灯）の際は、以下の連絡先に管理番号をお伝えください。

LED 防犯灯維持管理事務局コールセンター（24 時間対応）
TEL 0120-057-731 FAX 0120-057-732



市管理（白）



自治区管理（黄）

② 電気料金の支払いについて

電気料金の支払いは原則地元自治会で負担することとなります。ただし、申請時の取り決めや、設置場所によっては市で負担しているものもありますので、不明な点がございましたら消防防災課までご連絡ください。

③ 設置について

防犯灯の設置は市で行います。設置希望がある場合には消防防災課までご相談ください。



お問い合わせ：消防防災課交通防犯係 電話 43-8309

6. 自主防災組織をつくりましょう

○自主防災組織とは…

自分たちの家族や地域を自分たちで守るため、地域住民が協力して自発的に結成される組織です。

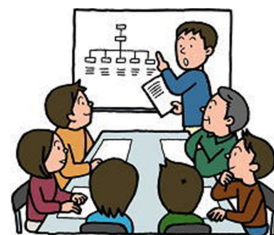
○自主防災組織の活動とは…

大きな災害が発生した場合、市、消防署、警察署、自衛隊などの公的機関だけでは手が回らない。
→地域でできること（救助、初期消火、要配慮者の避難支援など）をすることで、地域の被害を軽減することができます。



○自主防災組織の必要性とは…

- まずは、参加する構成員一人ひとりの仕事の分担を決めましょう。
- 災害が起きそうなところを把握しましょう。
→地域の弱点（危険箇所など）を書き入れた防災マップを作ることが有効です。
- 無理せず継続的に実施できる活動を計画しましょう。
→自治会で実施している年間行事などと併せて実施することが有効です。
例えば…
 - ・定例の清掃活動で、地域の危険箇所の調査や防災資機材の点検をする。
 - ・防災に関するチラシ、パンフレットなどを定期的に作成・配布する。
- まずは、災害が起きそうなところを把握しましょう。
→地域の弱点（危険箇所など）を書き入れた防災マップを作ることが有効です。



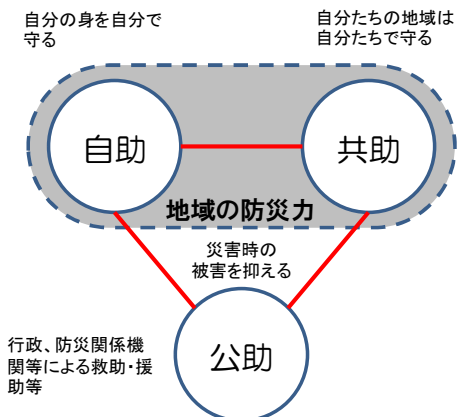
○自主防災組織の結成にあたっては…

- 既にある団体を活用する場合
 - ・自治会等の既存の団体を、そのまま自主防災組織として兼ねる。
 - ・既存の団体の下に、別に自主防災部門をつくり、自主防災組織とする。
- 新たな組織として結成する場合
 - ・地域住民に働きかけながら、既存組織とは別に新たな組織を結成する。

★補助制度★

- 自主防災組織の結成・活動等補助金
 - ・自主防災組織結成事業補助金
3万円（1回限り）
 - ・資機材等整備費補助金
上限10万円（費用の1/2、1回限り）
 - ・ホース格納箱整備補助金
上限10万円（費用の1/2）
 - ・防災活動事業補助金
上限2又は3万円（費用の1/2、年1回）

○自助・共助・公助



○下妻市自主防災会の活動について

- 隣接する自主防災組織の連携を図り、自主防災組織の強化を推進します。
- 消防団等と協力し、地域防災力の向上を図ります。

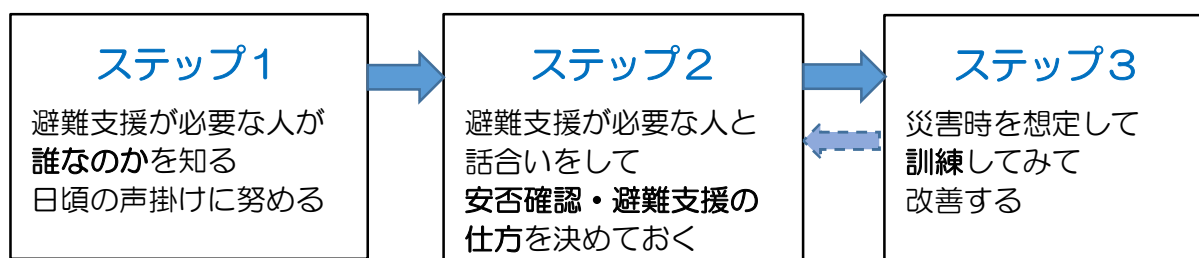
まずは 消防防災課 危機管理室まで (危機管理室 電話 43-8306)

消防防災課では自主防災組織の結成方法や規約の作り方、結成後の活動について、支援を行います。
自主防災組織の結成や地域版防災計画作成を検討している区長さんは、お気軽にご相談ください。

7. 避難行動要支援者の支援について

市では、高齢者や障害のある方などのうち、災害が起きた時に自力で避難する事が困難で、特に支援が必要な方を対象に「避難行動要支援者名簿」を作成し、安否確認・避難支援等に役立てるための取り組みを進めています。

自治区や自主防災組織等の取り組みの例



※市が作成する
「避難行動要支援者名簿」
を活用する
消防防災課で、希望する自主防
災会長、自治区長、代表区長
に、福祉課で民生委員・児童委
員に交付している

- 1 どのような支援が必要なの
か
 - 2 誰が支援するのか
(2名以上が望ましい)
 - 3 どこに避難するのか等
決める。
- ※市の作成する「個別避難計
画」に反映できます

※実際に近い訓練の追及
避難行動要支援者本人と
避難支援の予定者の参加
が望ましい

【避難行動要支援者名簿の対象者】

1. 75歳以上の高齢者のみで構成する世帯の方
2. 介護保険要介護3～5の認定を受けている方
3. 身体障害者手帳(1・2級)又は旅客鉄道株式会社旅客運賃減額第1種身体障害者の方
4. 療育手帳 A・**Ⓐ**の方
5. 精神障害者保健福祉手帳 1・2級の方
6. その他市が支援を認めた方(65歳以上のひとり暮らし台帳登録者 他)

※施設入所中や長期入院中の方は対象ではありません。在宅の方に限ります。

【名簿活用のイメージ】

避難行動要支援者名簿は「避難行動要支援者名簿に記載されている情報を平常時から避難支援等関係者に提供する事」について同意された方の名簿となります。

日頃の見守り・声掛け、避難に関する話合い、災害時の声掛け、避難支援などに活用が期待されます。

【名簿のイメージ】

〇〇自治区

令和〇年〇月〇日

番号	氏名	生年月日	性別	郵便番号	住所又は居所	電話番号 その他連絡先	身体状況	その他
1	下妻 太郎	昭和5年5月5日	男	000-0000	下妻市本城町1-1	0296-43-0000	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	
2	千代川 花子	昭和7年7月7日	女	000-0000	下妻市本城町2-2	0296-43-0000	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	
							<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	
							<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	
							<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	

【自治区長等の名簿の交付申請手続き】

◇窓口

市役所「消防防災課」

◇持参するもの

本人確認ができるもの「運転免許証」「マイナンバーカード」等

◇手続きの流れ

- ①個人情報管理についての説明受け
- ②適正な情報管理に関する誓約書に署名
- ③避難行動要支援者名簿の受領

【避難支援におけるご注意】

災害の状況によっては避難支援等関係者及び避難支援者も災害にある可能性があるため、災害時の避難支援が必ずなされる事を保証するものではなく、責任や義務を負うものではありません。

お問合せ：	消防防災課危機管理室	電話43-8306
(高齢者への支援)	長寿支援課高齢福祉係	電話45-8123
(障害者への支援)	福祉課障害福祉係	電話43-8352

8. 防災メールの配信登録をしましょう

市では、災害に備えて、登録者に防災メールを配信しています。防災メールで配信する情報は、以下の通りです。

- 気象情報 大雨警報・洪水警報・竜巻注意報(茨城県全域)・土砂災害注意情報など
- 災害情報 避難情報(避難準備・高齢者等避難開始・避難勧告・避難指示(緊急)など)
避難所情報(開設情報・避難所の避難状況情報・閉鎖情報など)
災害情報(被害情報・被災時の問合せ先や窓口情報・給水や物資の情報など)
- 地震情報 震度情報など(ただし、国が配信する緊急地震速報は配信しません。)
- 防災に関するお知らせ
津波防災の日・水防月間・土砂災害月間などのお知らせ
防災訓練のお知らせ
その他防災情報のお知らせ

【登録方法】 下記の二次元バーコードまたはアドレスから空メールを送ってください。
(登録は無料です。)

<二次元バーコード> <アドレス>



<http://www.it-service.co.jp/b/9765/60703/66939>

<参考>避難所用備蓄品について

市が避難所用に備蓄している食料・水、備品の概要は下記のとおりです。文化会館の備蓄品及び詳細については、市のホームページに記載しています。右の二次元バーコードよりアクセスしてください。



- ①食料:レトルト食品 約 1,000 食、カンパン又はクラッカー 約 200 食
- ②水:500ml ペットボトル 約 2,000 本
- ③毛布:約 150 枚
- ④救急箱:1個
- ⑤受付用雑品類(市職員用):文房具、カップ、ライト、防災ラジオ等
- ⑥LP ガス発電機及び燃料:体育館照明用
- ⑦カセットボンベ発電機及び投光器:施設入口照明用
- ⑧段ボールベッド:20 個
- ⑨間仕切り:約 50 世帯分
- ⑩トイレセット:2基、各 100 回分
- ⑪その他:タオル 200 枚、車いす 1台等

上記は令和6年4月4日現在の備蓄品です。年に数回の入れ替え、追加等を予定しており、その都度ホームページを更新しますので、最新情報は市ホームページをご覧ください。


【登録の手順】

登録の手順


- 1 QRコードを読み取り、サイトにアクセス**

〈登録画面URL〉
<https://www.it-service.co.jp/b/9765/60703/66939>

※登録は無料です。ただし、メールの受信にかかる通信料は利用者のご負担になります。
 ※登録前に確認をお願いします。迷惑メール設定をしている場合は、事前に「@it-service.co.jp」のドメインからの受信を許可する設定にしてください。



- 2 名前をローマ字で入力して設定をクリック**
 仮登録です

ローマ字で名前を入力
 (入力例)
 Taro Shimotsuma


- 3 空メールを送信。受信できないときは、端末の設定を確認してください**

空メールとは、件名・本文を入力しないメールのことです


【空メール送信】をクリックして、送信を完了するとそのままメールを送信していただきます。
 ※登録可能なメールアドレスなどの確認は、必ず、お近くの消防サービスセンターへお問い合わせください。また、お申し込みの届出内容が不明な場合は、お問い合わせください。登録に必要となるメールアドレスは、事前に必ずご確認ください。


- 4 送られてきたメールのURLをクリック**


アクセス


下妻市 防災メールの件でメールをお送りいたします。
 下記のURLをクリックしてください。
 携帯でご覧のかたは
<https://www.it-service.co.jp/cgi-local/kei/tmk.cgi?INO=9765&numbers=66939&ssfile=1&kate=1&madd=tetsuya%2d113%2dcruise%40docomo%2ene%2ejp>
- 5 名前を入力し、入力内容確認をクリック**
 本登録です

名前を入力
 漢字、ひらがな、カタカナで入力できます


- 6 内容を確認し、送信をクリック**

クリックで送信


- 7 受付完了メールが届けば登録完了**



●登録ができない方に
 登録ができない場合は、お手数でも消防交通課（本庁舎2階）までお越しください。
 登録用メールアドレスを直接入力します。それでも登録できない場合は、資料提供しますので、携帯ショップなどにお問い合わせください。

お問い合わせ：消防防災課危機管理室 電話 4 3 - 8 3 0 6

9. 民生委員・児童委員について

市内には、令和6年4月1日現在、下記の民生委員・児童委員の方がいます。

民生委員は、児童委員も兼ねています。生活のこと、お子さんのことなどで心配なことがありましたら、ご相談ください。

番号	氏名	住所	電話番号	地区担当
1	小口 正男	下妻乙 179-4	44-5708	陣屋・旭
2	粟野 美也子	下妻乙 359-9	44-2544	栗山
3	山口 福雄	下妻乙 123-2	44-5830	西町
4	萩原 綾子	下妻乙 1014-4	44-3881	坂本・相原山・坂本新田・大木新田
5	平塚 昌利	本城町 2-45	44-5570	本城町
6	増山 剛	下妻乙 947	44-2865	上宿・本宿
7	矢中 守高	下妻乙 614	44-3752	小野子
8	早乙女 美枝	下妻丙 70	44-4909	大町
9	中山 元春	下妻丙 220-5	43-7409	大町
10	横堀 孝徳	下妻乙 469	44-2907	峰
11	塚田 厚志	砂沼新田 46-2	44-3082	新町・三道地・砂沼新田
12	熊野 順子	下妻丁 386-12	45-0360	上町
13	飯塚 もも子	下妻丁 268	44-3002	仲町・横町・下町・浦町
14	稲川 千恵子	下妻戊 43	44-5748	下子町・不動宿
15	早川 真由美	下妻戊 464-1	44-3515	田町・新屋敷
16	青木 明美	長塚 423	44-2495	主任児童委員 (下妻中学校区)
17	石川 健二	長塚 88-1	45-0202	長塚(東)
18	飛田 雅子	長塚 259	43-2125	長塚(中)
19	吉川 寛通	長塚 472	44-4420	長塚(西)
20	吉田 秀基	石の宮 36	44-5213	石の宮
21	菊池 充子	大宝 712	43-1234	大宝
22	服部 祐美子	北大宝 254-5	45-0861	北大宝
23	野村 守	比毛 55-1	44-5743	坂井・比毛
24	渡縄 弥男	堀籠 1458	44-5241	堀籠
25	関 勝	大串 547-1	44-5582	大串・平沼
26	小寺 香代子	横根 171	44-1326	横根・平川戸
27	田崎 重光	下木戸 22-7	44-4805	福田
28	山本 すみ子	下木戸 401-6	43-3753	下木戸
29	松田 とし子	下木戸 108-5	43-7222	下木戸
30	赤荻 由美	若柳乙 310-2	44-2434	主任児童委員 (東部中学校区)
31	広瀬 元二	若柳丙 511-1	43-6375	東宿・下宿・久目・下宮
32	粟野 一裕	若柳乙 230-3	43-0198	福代地・西宿・上宿
33	小坂 誠二	若柳乙 405	54-4332	神明・牧本・本田
34	中山 正美	筑波島 75	44-1496	貝越・下田・筑波島
35	中山 浅司	数須 143-1	44-1468	数須・中郷・宇坪谷
36	飯村 稔	黒駒 641	43-1136	黒駒・柴
37	飯村 純男	半谷 430-40	44-1239	黒駒・半谷・ピレッジハウス上妻
38	山中 幸江	江 1539-5	44-4350	江
39	山中 勝江	江 1559	43-0764	江
40	中村 まさ子	平方 195-1	44-4756	平方
41	門井 久子	渋井 228	43-0591	尻手・渋井・黒駒川岸

番号	氏名	住所	電話番号	地区担当
42	高嶋 美代子	桐ヶ瀬 1190	44-1893	桐ヶ瀬
43	青田 寿子	赤須 499-2	45-0169	赤須・前河原(グリーンタウン)
44	森崎 洋子	前河原 775	43-1254	前河原元組合・前河原(パークタウン)
45	富永 武久	半谷 507	44-2466	半谷
46	大島 恵子	南原 157-1	43-6547	半谷・南原
47	黒澤 好恵	大木 679	43-3032	大木
48	塚田 茂	大木 321-2	43-1077	大木
49	齊藤 一男	小島 42	44-5770	小島・小島香取
50	鈴木 きよ子	小島 956	44-4767	石堂・新堀
51	渡邊 紀子	小島 1122-4	44-2511	石堂
52	小口 賢治	二本紀 588	43-1108	二本紀
53	中山 昇	今泉 89	43-3319	今泉・中居指
54	板橋 勇	古沢 1119	44-2964	古沢・袋畑
55	岩井 努	小島 1090-3	43-4089	主任児童委員 (下妻中学校区)
56	古沢 寛	新堀 514	44-3296	加養・新堀
57	國府田 孝夫	亀崎 1471	44-1773	樋橋・亀崎
58	大塚 正男	加養 3415	43-0837	肘谷・加養(第1・2)
59	中山 肇	山尻 170	45-0316	山尻・谷田部・柳原
60	根本 康代	高道祖 4517	43-1934	本田
61	長谷川 忠	高道祖 4646-3	43-1318	原・ピレッジハウス高道祖
62	寺生 浩子	高道祖 2576-2	44-3855	新町・柏山
63	松崎 茂	高道祖 4338	43-7482	中台
64	杉山 靖	高道祖 3874	43-7313	小渡・桜塚・東原
65	小島 生子	宗道 98	43-5320	宗道西・東1,5
66	倉持 光	宗道 392-1	43-5685	宗道東2,3,4
67	山野辺 正一	皆葉 1655-1	43-4692	皆葉西
68	齊藤 修一	本宗道 37	43-5422	本宗道・鬼怒
69	渡辺 敏夫	五箇 257-2	43-4637	五箇
70	鈴木 博	下栗 598-1	43-5392	田下・下栗
71	倉田 淑子	原 908-2	44-3836	原
72	中山 神子	別府 292-2	43-4816	別府
73	藏持 節子	大園木 97	43-4312	砂子
74	中久喜 靖	大園木 269	43-4491	亀崎・大園木
75	猪瀬 恵美子	皆葉 1394	43-4746	皆葉東
76	人見 健一	鎌庭 1390	44-2790	鎌庭西・東
77	中島 栄子	唐崎 863	43-5741	見田・唐崎・長萱・伊古立
78	野村 静男	鯨 1409	43-4386	鯨
79	張替 久美子	鎌庭 375-8	44-7013	鎌庭新宿
80	柴崎 正治	村岡 1017	43-5523	村岡
81	永松 美紀子	原 515-6	43-5314	羽子
82	落田 由美子	唐崎 830	43-4538	主任児童委員 (千代川中学校区)



お問合せ：福祉課福祉総務係 電話 43-8249

10. 善行表彰候補者の推薦について

市では、毎年、市政の発展及び市民の福祉の増進に顕著な功績があった方や市民の模範となるような優れた善行（人命救助や市の公益に対する多額寄附、ボランティア活動など）のあった方に対し表彰を行っています。

善行表彰については、自治会・学校等から善行表彰候補者の推薦を受けておりますので、担当される自治区域に善行者（個人・団体）がいらっしゃいましたら、候補者の推薦をお願いいたします。

◇推薦の対象・・・下記の善行表彰候補者選考基準のいずれかに該当するもの

善行表彰候補者選考基準

行為種別	選考基準
市の公益のために多額の財産を寄附したもの	100万円以上（物件寄附のときは評価額）を寄附した個人 200万円以上（物件寄附のときは評価額）を寄附した団体
善行が著しく市民の模範となるもの	10年以上にわたって継続的に各種奉仕活動（ボランティア活動）に尽くす行為 【例】交通安全の保持や防犯等の事故防止活動、環境美化や環境衛生の改善・保持活動、社会福祉活動等
業務に精励し市民の模範となるもの	農業、商業、工業等の業務に精励し、他の模範となる技術または事績を有するもの
以上のほか、篤行を続け住民の信望を集め、真に市民の模範であると認められるもの	
<p>（備考）</p> <p>候補者の推薦は、あくまで潜在候補者を把握する目的としておりますので、<u>推薦によって被表彰者の表彰が担保されるものではありません。</u></p> <p>表彰にあたっては表彰審査会による審査があります。</p> <p>次のような活動は推薦対象になりません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・居住する地域の集会施設やその他の利用が特定の者に限られる施設の管理や清掃等 ・職務や役目として遂行している活動 ・一定の謝礼金や補助金等を受け取って行う活動 ・社会奉仕に当たらないと判断される活動 	

◇必要書類・・・善行表彰候補者推薦書

※詳しくは、秘書課秘書広聴係へお問合せ下さい。

お問合せ：秘書課秘書広聴係 電話 43-2112

11. 自治区長連合会について

市内の自治区長、代表区長を会員として下妻市自治区長連合会が組織され、その運営は主に各支部の代表者である理事や役員により行われています。

自治組織の自主性を尊重し、自治組織の発展と会員相互の親睦をはかり、市民の生活の向上と福祉の増進に努めています。

①自治区長連合会正副会長

- ◇会 長 栗野 新也(騰波ノ江)
- ◇副 会 長 吉川 寛通(下妻)、 本橋 勇夫(上妻)、
笠島 昇治(高道祖)、 中久喜 一之(千代川)
- ◇会 員 単独代表区長 34名 自治区長 308名 計 342名

※副会長の並び順は、地区順となります。

②自治区長連合会の主な事業

- ◇永年勤続者表彰式並びに自治区長連合会総会
- ◇自治区長連合会全体研修
- ◇自治区長連合会会報発行
- ◇下妻市防災訓練参加
- ◇市長との対話集会

【年間を通じて実施するもの】

- 自主防災組織結成協力
- 民生委員との連携
- 自治区及び代表区の統合への取り組み
- 自治区への加入促進
- 防犯事業への取り組み

【下妻市自治区長連合会会則】

第一章 総則

(名称及び事務局)

第1条 本会は、下妻市自治区長連合会(以下「本会」という。)と称し、事務局を下妻市役所内(下妻市本城町三丁目13番地)に置く。

(組織及び会員)

第2条 本会は、下妻市自治区長及び代表区長(以下「会員」という。)をもって構成する。

(目的)

第3条 本会は、自治組織の自主性を尊重し、自治組織の発展と会員相互の親睦をはかり、市民の生活の向上と福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行なう。

- (1) 自治組織会員相互の連絡および情報交換に関すること。
- (2) 自治組織の育成と発展、及び共通する問題についての調査研究に関すること。
- (3) 自治組織相互の協力関係組織に関すること。
- (4) 下妻市、その他各種公共団体との連絡協力に関すること。
- (5) その他、本会の目的を達成するために必要と認めたこと。

(支部)

第5条 本会に、地域との連絡調整等の連携を図るため、下妻・大宝・騰波ノ江・上妻・総上・豊加美・高道祖・千代川にそれぞれ各支部及び支部長を置き、任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

第二章 理事及び役員等

(評議員)

第6条 本会に評議員を置く。評議員は各支部の代表区長とし、任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(理事)

第7条 本会に、次の定数による理事を置く。理事は各支部の評議員の中から選出し、任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

下妻支部	12名
大宝支部	4名
騰波ノ江支部	2名
上妻支部	6名
総上支部	2名
豊加美支部	2名
高道祖支部	2名
千代川支部	9名

(役員)

第8条 本会に、理事の中から次の役員を置き、任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

会長	1名
副会長	4名
幹事	6名
会計	2名
監事	3名

2 会長、副会長、幹事、会計および監事(以下「役員」という。)は、理事の中から、各支部より1名ずつ選出された委員により役員選考委員会で選出し、総会において決定する。

(役員 の職務)

第9条 役員の職務は、次のとおりとする。

- 2 会長はこの会を代表し、会議の議長となり、会務を総括する。
- 3 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- 4 幹事は、本会の企画・立案及び事業の執行を行なう。
- 5 会計は、財務、出納その他の会計事務を行なう。
- 6 監事は、本会の会計を監査する。

(顧問)

第10条 本会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は前会長とし、会長の推薦により総会の承認を得て、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、会長の諮問に応じ、または会議に出席して意見を述べるができる。

第三章 会議

(会議の種類)

第11条 本会の会議は、総会、理事会、役員会及び正副会長会議とする。

(総会)

第12条 総会は、本会の評議員をもって構成し、会長が招集する。

- 2 総会は、定期総会および臨時総会とする。
- 3 定期総会は毎年1回4月に開催し、臨時総会は会長が必要と認めるとき、または評議員の総数の3分の1以上の者から請求があるときに開催するものとする。
- 4 総会は、次に掲げる事項を審議する。
 - (1) 予算及び決算に関すること。
 - (2) 事業計画及び事業報告に関すること。
 - (3) 会則の改廃に関すること。
 - (4) 役員を選出に関すること。
 - (5) その他必要と認める事項。
- 5 会長が必要と認めるときは、総会を書面により開催できるものとする。

(理事会)

第13条 理事会は、本会の理事をもって構成し、次の事項を審議する。

- (1) 総会に提出する議案
- (2) その他必要と認める事項

(役員会)

第14条 役員会は、本会の役員をもって構成し、次の事項を審議する。

- (1) 会の運営を円滑に進めるために必要な事項
 - (2) その他必要と認める事項
- 2 支部長が会議に出席できないときは、各支部の理事1名を代理者として指名し、会議に出席させることができる。

(正副会長会議)

第15条 正副会長会議は、本会の会長および副会長をもって構成し、次の事項を審議する。

- (1) 会の運営を円滑に進めるための重要な事項
- (2) その他必要と認める事項

(会議の成立)

第16条 本会の会議は、構成員の3分の2以上の出席(委任状を含む)をもって成立し、議事は出席者の過半数で決する。ただし、可否同数のときは議長が決する。

第四章 補助

(支部への補助)

第17条 各支部の運営に必要な経費について、予算の範囲内で補助金を交付することができる。この

場合において、当該補助金の額は、次の式により算定するものとする。

50,000円+各支部の世帯数×40円

2 支部長は当該年度における各支部の事業報告書及び収支決算書を翌年度4月末日までに会長に提出しなければならない。

第五章 旅費

(旅費)

第18条 役員等が会務により市外に出張する場合は、「下妻市職員の旅費に関する条例」及び「下妻市職員の旅費に関する規則」に準ずる。

第六章 会計

(経費)

第19条 本会の経費は、次の各号をもって充てる。

(1)会費(会員1人につき年額1,000円)

(2)市補助金

(3)寄付金・その他収入

(会計年度)

第20条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第七章 雑則

(弔慰金)

第21条 会員及び本会に特に関係のある者の逝去に対しては、弔意を表するものとし、本会に次の慶弔規定を置く。

(1) 会員死亡のとき 香料 5,000円

(2) その他会長が特に必要と認めるとき

(委任)

第22条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、役員会において定める。ただし、この場合においては次の総会において報告しなければならない。



令和6年度 市広報紙等の配布予定表



- 市からの広報紙等を、下表のとおり、自治区長宛に毎月2回配送いたします。広報紙等の入った封筒または梱包物が届きましたら、部数をご確認のうえ、自治区内への配布をお願いいたします。
- 配送された市広報紙等の部数が不足する場合は、お手数ですが、秘書課までお電話ください。配送業者または市職員が不足する部数を自治区長のお宅にお届けいたします。
 ※閉庁日(土日・祝祭日)に部数不足のご連絡をいただいた場合は、申し訳ありませんが、翌開庁日以降のお届けとなりますことをご了承願います。
- 配布物の部数や配送先を変更される場合は、秘書課までお電話でご連絡ください。

【市広報紙等配送予定表】

市広報紙の発行日		配送予定日 <small>(道路事情や天候により配送が遅れる場合がありますので、ご了承いただきますようお願いいたします。)</small>	
4月	10日号	4月11日(木)	~ 4月12日(金)
	25日号	4月25日(木)	~ 4月26日(金)
5月	10日号	5月10日(金)	~ 5月11日(土)
	25日号	5月24日(金)	~ 5月25日(土)
6月	10日号	6月10日(月)	~ 6月11日(火)
	25日号	6月25日(火)	~ 6月26日(水)
7月	10日号	7月11日(木)	~ 7月12日(金)
	25日号	7月25日(木)	~ 7月26日(金)
8月	10日号	8月9日(金)	~ 8月10日(土)
	25日号	8月23日(金)	~ 8月24日(土)
9月	10日号	9月10日(火)	~ 9月11日(水)
	25日号	9月26日(木)	~ 9月27日(金)
10月	10日号	10月10日(木)	~ 10月11日(金)
	25日号	10月25日(金)	~ 10月26日(土)
11月	10日号	11月8日(金)	~ 11月9日(土)
	25日号	11月25日(月)	~ 11月26日(火)
12月	10日号	12月10日(火)	~ 12月11日(水)
	25日号	12月26日(木)	~ 12月27日(金)
1月	10日号	1月10日(金)	~ 1月11日(土)
	25日号	1月24日(金)	~ 1月25日(土)
2月	10日号	2月10日(月)	~ 2月11日(火)
	25日号	2月25日(火)	~ 2月26日(水)
3月	10日号	3月10日(月)	~ 3月11日(火)
	25日号	3月25日(火)	~ 3月26日(水)

【問い合わせ】秘書課 TEL 0296-43-2112 (直通)

令和6年度 区長の手引きは

下妻市ホームページからダウンロードできます。

<スマートフォンをお使いの方>



<パソコンをお使いの方>

下妻市 区長の手引き で
検索してください。

もしくは、

下妻市ホームページにて、下記のように
お進みください。

くらし・手続き

→ 市民協働・地域の活動

→ 自治会(町内会)

→ 区長の手引き